

## 会議録

開催日時	令和2年12月1日(火) 10:00~11:20
開催場所	菰野町役場4階 大会議室
出席者	委員13名 町長 事務局7名
事項	諮問「四日市都市計画区域区分の変更(三重県決定)」 諮問「四日市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(三重県決定)」 について
<b>《質疑応答》</b>	
事務局	<p>皆様おはようございます。定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので、始めさせていただきます。早いもので、本日より師走に入り、皆様におかれましては何かとご多用の中、また、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見えない中、本日はご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日は新型コロナウイルスの感染症対策を徹底してまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。本日の菰野町都市計画審議会にあたりまして、この11月20日をもって、前職審議会委員の方々の任期が満了となりましたことから、翌11月21日付けで新たにここにいらっしゃる13名の皆様に令和4年11月20日までの2年間を任期といたしまして、審議会の委員を御委嘱申し上げます。従いまして、規定に基づく審議会の会長が選任されるまでの間、わたくしが進行役を務めさせていただきます。わたくしは都市整備課の渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。審議会開会に先立ちまして、まず初めに委員の皆様へ菰野町長より委嘱状をお渡しさせていただきます。町長お願いします。</p> <p>(委員へ委嘱状を交付)</p> <p>委員の皆様方にはこれから2年間、お力添えを賜ります。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、菰野町長より委員の皆様にご挨拶を申し上げます。</p> <p>(町長 挨拶)</p> <p>町長につきましては、ここで一旦、退席をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それではここで事務局、都市整備課職員の紹介をさせていただきたいと存じます。</p> <p>(事務局の紹介)</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>

さて、本日は 13 名全員の委員の皆様にご出席を賜っており、菰野町都市計画審議会条例第 8 条第 2 項の規定の定足数に達しておりますことから、ただいまより審議会を開会させていただきたいと存じます。まず本日の審議会議事録の署名をお願いする方を決めたいと存じますが、いかが取り計らいましょう。よろしければ、事務局からご指名をさせていただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは議事録署名者といたしまして、松岡幸夫委員、そして松岡良成委員、こちらのお二人をご指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして審議会会長の選出へまいります。本審議会の会長の選出でございますが、お手元にお配りさせていただきました会長選出用名簿をご覧ください。審議会条例第 7 条第 1 項の規定によりまして委員の皆様のうち、各方面より学識経験者としてご委嘱申し上げましたこちらの名簿の 8 名の方の中から、委員の皆様によってご選出いただくこととなっておりますのでよろしくお願いいたします。

A 委員 丸山先生にお願いをしたらいかがでしょうか。

事務局 ただいま A 委員から、引き続き丸山委員にとご推挙賜りましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは丸山委員に審議会の会長をお願いしたいと存じます。丸山様どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが会長席へのご移動につきましてもお願いいたします。

(委員移動)

早速ではございますが、ここで会長就任のご挨拶を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(会長挨拶)

ありがとうございます。それでは会長が定まりましたので審議会条例第 7 条第 2 項の規定によりまして、以降の議事進行につきましては会長をお願いしたいと存じます。丸山様よろしくお願いいたします。

会長 それでは事項書に沿って進めてまいります。まず事項書 6 の会長職務代理者の選任

を行います。会長職務代理者につきましては、「菰野町都市計画審議会条例第7条第3項」の規定により、会長が指名する委員となっています。よって、会長職務代理者につきましては、平井委員を指名したいと思います。平井委員、よろしく願います。それでは、会長職務代理者席へ移動をお願いします。

(委員移動)

では、一言ご挨拶をお願いします。

(会長職務代理者挨拶)

ありがとうございました。続きまして、事項書7の諮問にまいります。

本日の案件は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定による議案第1号「四日市都市計画区域区分の変更(三重県決定)」、議案第2号「四日市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(三重県決定)」についてです。三重県の決定ですので、皆様から意見をいただくという形になりますのでよろしくお願いいたします。それでは事務局から説明をしていただきたいと思います。

事務局

まちづくり推進室の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。それでは、議案第1号「四日市都市計画区域区分の変更(三重県決定)」について説明いたします。本議案は、三重県都市計画審議会が12月23日に開催されることから、菰野町が三重県に意見を提出するに当たり、ご意見を伺うものです。1ページをご覧ください。令和2年10月6日に三重県から四日市都市計画区域区分の変更案に関する意見聴取の照会がありました。区域区分とは、都市計画区域において無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図るために市街化区域と市街化調整区域との区分を定めるもので、いわゆる線引きとも呼ばれています。続きまして、2ページをご覧ください。計画書になります。変更内容につきましては、2.人口フレームの変更です。人口フレームとは、人口を市街地規模の算定根拠とし、将来の世帯数や産業活動の見通しを踏まえて、市街地として必要と見込まれる面積を即地的に割り付ける方式です。変更の詳細につきましては、4ページに新旧対照表がございますのでご覧ください。資料左側が新しい計画、右側が現行の計画となっております。新たな計画では基準年を令和2年とし、基準年の10年後の令和12年を目標年次としております。四日市都市計画区域の都市計画区域内人口は、令和2年の36万4千人から令和12年には35万8千人になると推計されます。次に、現在の市街化区域の規模と面積が変わらないとした場合、この令和12年の市街化区域内の人口は30万7千人になると推計されます。その時に、既存の市街化区域に収容可能な人口は、核家族化や世帯分離などにより世帯当たりの人口が減少し、一人当たりの居住面積が大きくなることから、30万5千人になると想定され、その差のおよそ2千人が将来、四日市都市計画区域の四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市の市街化区域に収まらないこととなります。推計結果として、市街化区

域に収まらない人口を保留人口と言いまして、この保留人口に相当する市街化区域の拡大が可能となります。この保留人口を解除して市街化区域を拡大する場合は、市街化区域内の土地利用動向を見つつ、四日市都市計画区域マスタープランに即しているかなどを個々に検討した上で、計画的土地利用が図られた区域について行うものであり、現段階で具体的な計画がある訳ではございません。続きまして、5ページをご覧ください。理由書になります。四日市都市計画区域では、平成25年に策定した都市計画区域マスタープランが目標年次を迎えたことから見直しを行います。目標年次である令和12年において、現在の市街化区域に収容しきれない人口については、場所は特定せずに保留します。また、今回の区域区分の変更において、市街化区域及び市街化調整区域への編入は行いません。続きまして、6ページをご覧ください。四日市都市計画図概要版となっております。次に、議案第1号に関する都市計画案の縦覧結果を報告させていただきます。四日市都市計画区域区分の変更に関する都市計画案の縦覧を令和2年10月13日から10月27日まで行った結果、意見書の提出はありませんでした。議案第1号の説明は以上でございます。

会長

第2号議案も続けて説明していただけますか、関連しますので。

事務局

はい。続きまして、議案第2号「四日市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（三重県決定）」について説明いたします。本議案も、三重県都市計画審議会の開催に伴い、菟野町が三重県に意見を提出するに当たり、ご意見を伺うものです。2枚目をご覧ください。令和2年10月6日に三重県から四日市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に関する意見聴取の照会がありました。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは、通称、「都市計画区域マスタープラン」、「県マス」、「区域マス」などと呼ばれており、都市計画法の規定に基づき、三重県が策定するもので、都市計画区域を対象に都市計画の基本的方針を定めるものです。次のページから計画書の改定案になりますが、説明の前に簡単に今回の変更までの流れについて説明いたします。三重県では、平成29年3月に三重県都市計画基本方針が改定されており、その方針に基づき、北勢圏域5市5町が対象範囲の北勢圏域マスタープランを平成30年4月に改定しております。この北勢圏域マスタープランには、いなべ、桑名、四日市、鈴鹿、亀山の5つの区域に分けた区域マスタープランがあり、この部分の変更につきまして、今回皆様にご意見を伺うこととなります。また、区域ごとのマスタープランの目標年次設定は10年間となっております。今回の改定のポイントとしましては、三重県都市計画基本方針の中で位置付けられた変革の観点があります。これまでの取り組みをより実効性のあるものとするため、都市経営、都市防災、都市活力の3つの観点について県の考え方を示しており、区域マスタープランにも反映することとしています。一つ目の都市経営の観点は、公共交通と連携し、居住や都市機能の誘導により持続可能な都市構造の形成を目指す立地適正化計画制度を最大限活用しながら、生活サービス施設を市街地の中心部等へ立地誘導するとともに、生活利便性の高い区域への居住誘導を促進するなど、一定エリアにおける人口密度の維持を図るといった旨

になります。説明にありました立地適正化計画とは、市町が都市計画区域内を対象として居住及び都市機能の立地の適正化を図るために作成するもので、居住誘導区域や都市機能誘導区域などの方針が記載される計画です。二つ目の都市防災の観点は、災害リスクが高い場所における土地利用について、ハード対策を進めるとともに、用途を考慮しつつ建築物の構造強化や土地利用の規制・誘導などをはじめとしたソフト対策を実施し、災害による被害の低減を図るといった旨になります。

三つ目の都市活力の観点は、2027年に開通予定のリニア中央新幹線や整備が進む広域的な幹線道路ネットワークなど、産業振興に資するインフラを活用し、産業機能の集約や企業誘致の促進を図るといった旨になります。こうした変革の観点と合わせ、圏域の状況に応じて集約型の都市構造の形成を目指すのに必要な拠点を定めるとともに、連携軸として幹線道路や鉄道、バス交通など交通ネットワークを位置付け、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めることとしています。これらを踏まえまして、改定都市計画区域マスタープランの内容について説明いたします。クリップ止めが一番後ろに参考資料としましてA3サイズの概要版がありますので、こちらで説明をさせていただきます。それでは、参考資料1ページをご覧ください。都市計画区域マスタープラン素案北勢圏域の概要になります。これは改定案の第1章にあたる部分です。北勢圏域は、菰野町や四日市市をはじめとした5市5町で構成された青色で囲まれた区域となります。このうち、四日市都市計画区域は、四日市市の一部、菰野町の一部、朝日町、川越町、鈴鹿市の一部で構成された区域となります。人口減少・高齢化社会が進展する中、都市計画が担う課題を記載しており、こうした課題がある中で、「未来に向けて新しい価値を創造する都市（まち）」を都市計画の理念とし、将来目標として「北勢圏域が三重県の中核的圏域として、わが国屈指の産業集積と地域の自然環境や歴史・文化を基盤に、県内の経済をけん引し続けるとともに、住みたくなる都市環境を創出し、持続的に発展する都市」を掲げており、多様な都市機能の集約を図る拠点の形成などによる都市の付加価値の向上、居住者の利便性が確保されたまちづくりや多様な地域資源を生かした地域づくり、災害に強い都市づくりとともに安全・安心を実感できる生活環境づくり、地域産業の生産性向上と臨海部の産業の活性化などを都市計画の目標として位置付けております。次に、2ページをご覧ください。下表のとおり広域拠点6か所、交流拠点17か所、広域的な防災拠点9か所、地域拠点11か所を拠点として設定しています。広域拠点は多様な生活サービス施設等が集積し、市町を超えた公共交通等の結節点となる地区のうち、集約型都市構造の要として、居住や都市機能を誘導する地区、交流拠点は自然、歴史・文化、レクリエーション等の交流活動が行われる拠点的な地区、広域的な防災拠点は広域的な防災機能を備えた施設や災害時に拠点となる医療機関等を位置付けています。また、地域拠点は生活圏内の居住者が徒歩又は公共交通等により到達可能な主要駅、役場等を中心に、日常サービスを受けられる都市機能の維持・集約を図る区域を位置付けています。主な変更点は、広域拠点にいなべ市の三岐鉄道阿下喜駅周辺を追加、自然交流拠点に四日市市の南部丘陵公園を追加、レクリエーション等交流拠点に中央緑地と鈴鹿市の三重交通グループスポーツの杜鈴鹿を追加、広域的な防災拠点に桑名市の桑名市総合医療

センターと四日市市の三重県広域防災拠点追加されています。当町に関する拠点は、自然交流拠点の三重県民の森とレクリエーション等交流拠点の湯の山温泉、地域拠点の菰野町役場周辺になります。また、工業系土地利用誘導ゾーンとして、菰野インターチェンジ西側と川北工業地区の2ヵ所が位置付けられています。次に、3ページをご覧ください。四日市都市計画区域の概要になります。これが都市計画区域マスタープランの第2章、第3章となる土地利用規制の基本方針と主要な都市計画の決定方針を示す内容となります。土地利用規制の基本方針では、区域区分の適用について記載しています。「本区域は、中部圏開発整備法に規定する都市整備区域であるため、都市計画法に基づき区域区分の適用を継続します。人口は依然として増加していますが、目標年次である2030年までには減少に転じることが見込まれます。しかし、世帯数は目標年次までは増加すると見込まれます。このため、区域区分及び立地適正化計画により土地利用の適正な規制・誘導を図ります。」という方針を示しています。次に、その下の『主要な都市計画の決定方針』の中の『土地利用に関する方針』をご覧ください。都市経営の観点として、住宅地において、「広域拠点では、商業地域又は近隣商業地域の用途地域の指定を維持し、土地の高度利用や複合利用により、都心居住機能を配置します。」また、商業・業務地において「広域拠点では、都心居住や中心市街地の活性化、広域交流の促進を支援する商業・業務等の各都市機能を配置します。」という方針を示しています。都市活力の観点としては、工業地について「新たな産業や既存産業の立地を促進するため、工業系用途地域などの一団の既設工業地に加え、自治体の計画等により検討・選定された適地を工業地として配置します。自治体の計画等により検討・選定された適地や工業系土地利用誘導ゾーン内については、積極的に工業施設を誘致し、既存ストックを活用しつつ、必要な基盤整備を進めます。四日市港では、低未利用地の有効活用を図るとともに、港湾活動を維持するため、臨港地区の指定を維持します。」という方針を示しています。都市防災の観点としては、都市的土地利用の抑制を基本的な考え方に加えており、「拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図ります。これらを除く、一定の広がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の見直しや建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進します。」という方針を示しています。また、右側上の四角囲み、「地域の特性に応じて定めるべき事項」の「大規模自然災害の低減に向けた方針」をご覧ください。「地震・津波・洪水等の災害リスクの高い区域については、土地利用検討区域を設定するなど、土地利用や防災・減災施策の取組を促進します。」という方針を示しています。続きまして、この区域の特徴となる方針について説明いたします。当区域は、線引き都市計画区域であることから、市街化調整区域での土地利用に関する方針について記載しています。左の上の四角囲み、「土地利用に関する方針」の6つ目の丸、「秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針」をご覧ください。「市街化調整区域の集落等では、集落の維持を図るため、必要な区域について、地区計画制度等を活用し、日常生活における利便性の向上に資する機能の導入を図ります。また、工業の増進等を目的とする一定規模以上の開発は、立地の確実性、周辺環境への影響等を勘案し、計画

的に集積を図ります。」という方針を示しています。その下の四角囲み、『都市施設の整備に関する方針』の中の交通施設の2行目、「本区域の総合交通体系の要である近鉄四日市駅及びJR四日市駅周辺の駅前広場整備等交通結節機能や都市機能の充実を図ります。」という方針を示しています。また、交通施設の7行目には、「四日市市総合交通戦略等に基づき、骨格となるバス路線を構築するとともに、利用しやすいバス停の環境づくりやアクセス道路等の整備を図り、民間によるバスロケーションシステムやPTPS（公共車両優先システム）等のシステム導入を促進し、利便性・快適性の向上を図ります。」という方針を示しています。次の「道路」には、2行目に「北勢バイパスの整備を促進します。」という方針を示しています。その下の四角囲み、「市街地開発事業に関する方針」について、「近鉄四日市駅及びJR四日市駅周辺では、民間活力を活用し、土地の高度利用や土地利用転換による中心市街地の再整備を促進し、都心居住の促進や中心市街地の活性化を図ります。菰野IC周辺等については、土地区画整理事業の実施等により、計画的な土地利用を進めます。」という方針を示しています。真ん中上の四角囲み、『自然的環境の整備又は保全に関する方針』の中の二つ目の丸、「防災系統」では、「臨海部工業地帯と住宅地との緩衝緑地として整備された霞ヶ浦緑地及び四日市中央緑地の維持を図ります。」という方針を示しています。右上の四角囲み『地域の特性に応じて定めるべき事項』の中の二つ目の丸、『地域活力の維持・向上に向けた方針』の2行目に、「湯の山温泉は、今後とも交流拠点として風光明媚で由緒ある温泉地の環境を保全するため、開発抑制を前提とした関係機関との調整を図るとともに、更なる広域交流の促進に向け、アクセスの向上を図ります。」という方針を示しています。次に、当町の都市計画との整合について説明いたします。当町の都市マスタープラン全体構想における土地利用の方針では、既成市街地において、中密度の住宅地として必要となる道路や公園等の整備を進め、居住環境の改善・向上、商業地においては、日常的な購買需要を満たす商業施設等の導入促進や地域特性を踏まえた商業地の形成 既存の大規模集客施設周辺では魅力ある商業空間の維持・形成を位置付けています。一方、工業地の土地利用方針として、既存工業機能の維持・拡充と新たな工業の誘導を促進する旨を定めており、具体的には千草工業団地などの既存工業団地、新たに菰野インターチェンジ周辺、町道中里東高原線（Ⅱ）と県道四日市菰野大安線との交差部周辺を位置付けています。また、菰野町役場を含めた一帯を新都市拠点として位置付け、土地区画整理事業等による市街地整備を計画的に推進し、商業、業務、流通、住居等の機能の導入を促進して新たな都市拠点として活性化を図る旨を位置付けています。これら当町の都市マスタープランにおける拠点の設定や取り組み方針などについては、都市計画区域マスタープランについても同様の方向性をもって設定されており、両計画の整合性が取れているものと考えております。次に、議案第2号に関する都市計画案の縦覧結果ですが、意見書の提出は2件ありました。意見書の要旨は、道路に係る内容となっておりまして、計画に対して実際の整備が進んでいない点を踏まえ、しっかりと計画し、整備も進めていくべきではないかという意見でございます。これに対する三重県の見解は、都市計画区域マスタープランにおいては、ネットワークを形成する高速道路・国道・県道につ

	いて、概ね10年以内に整備を予定している主要な道路を示すものであり、具体的な事業については各道路管理者が計画的に進めるものであることから、修正は行わないこととしております。議案第2号の説明は以上でございます。
会長	はい。ありがとうございました。それではまず議案第1号「四日市都市計画区域区分の変更（三重県決定）」についてですが、これについて何かご意見はございますか。ご質問でも結構でございます。はい、どうぞ。
B委員	4ページの新旧対照表の10年後の人口の予想で、令和12年は6千人減るということですが、旧の10年前の予想では351千人から342千人と、9千人減ると想定していたのが、結果的には364千人と、13千人増えたということによろしいでしょうか。10年前に減ると予想されていたものが結果的に増えたということになっているので、今回もまた減るという予想ですが、同じやり方でやっていて良いのでしょうか。
会長	はい、事務局お願いします。
事務局	はい、こちらは三重県が推計を出してございまして、平成22年の段階では人口のピークが令和2年までにあると考えられ、減少する見込みが立てられておりましたが、実際には令和2年を基準年としましたら、仰られるように13千人ほど増えまして364千人となっております。こちらは国立社会保障・人口問題研究所の統計をベースに県が策定してございまして、日本全体でもそうですけど、人口のピークは過ぎております。三重県の中でも人口減少になっている地域は沢山ございます。四日市都市計画区域につきましても、今のところ微増で増えている状況はありますが、今から10年後を見通すと、確実に人口は減るということを県も想定してございまして、基準年の10年後の令和12年には6千人の減少という推計を立てております。
会長	国立社会保障・人口問題研究所のデータに即して県が検討したということですね。ですがB委員が仰られるように、前回の推計がね、結果、逆に増えているわけですから、次の10年後もひょっとしたら増えるんじゃないかと。まあ、確かに色々なファクターによって変化する可能性はあるけれど、国立社会保障・人口問題研究所のデータに即して全国の都市計画の人口フレームが作られているので、これに即したということで解釈していただければ良ろしいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。
B委員	はい。結構です。
会長	保留人口が5千人から一気に2千人に減らすのもどうなのかとか、人口が減るなら保留人口は要らないんじゃないかと、色々考えられますが、県としてこういう方

向で出てきたので、意見がなければ、認めていただくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

はい。ありがとうございます。続きまして、議案第2号「四日市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（三重県決定）」につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。いかがですか。それでは意見なし、認めるということでもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

はい。ありがとうございます。それでは議案第1号、議案第2号共に異議なしということで答申させていただきます。ここで一旦答申書を作成する作業に入りますので休憩とします。

(休憩)

それでは再開します。お配りしました答申書の内容を確認していただいて、ご意見をいただくこととなります。何かご意見ございますでしょうか。無いようでしたら議案第1号、議案第2号に対する当審議会の答申とさせていただきます。それでは当審議会に諮問された案件について、町長に私から答申書をお渡ししますので、よろしく願いいたします。

菰野町長 柴田孝之様 菰野町都市計画審議会会長 丸山康人

「四日市都市計画区域区分の変更（三重県決定）」について（答申）

令和2年11月6日付け 菰都整発第294号で諮問のあった「四日市都市計画区域区分の変更（三重県決定）」については、当審議会でも審議した結果、意見なしとして答申します。

続きまして「四日市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（三重県決定）」について（答申）

令和2年11月6日付け 菰都整発第295号で諮問のあった「四日市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（三重県決定）」については、当審議会でも審議した結果、意見なしとして答申します。

町長 ありがとうございます。

会長 町長におかれましては、ここで退席されます。

町長 慎重審議いただきましてありがとうございました。

会長	皆様、他に何かご意見等ありますか。無ければ、これをもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。
----	---